

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月29日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 処分をした年月日 平成21年5月27日
- 2 処分を受けた者の商号 株式会社永家組
- 3 主たる営業所の所在地 佐賀県鳥栖市古賀町 645
- 4 代表者の氏名 永家 昇
- 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般 - 18）第321号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注1）「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部として土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注3）「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

（注4）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及

び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成21年6月3日から平成21年6月9日までの7日間

7 処分の原因となった事実

株式会社永家組は、独立行政法人都市再生機構九州支社から請け負った「鳥栖地区地下排水管設置工事」において、建設業法第16条第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、下請代金の総額が同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）に該当すると認められる。